

**FUJIEDA ROTARY CLUB**  
**藤枝ロータリークラブ会報**

例 会：毎週水曜日 小杉苑  
 藤枝市青木2-35-30 TEL：054-641-3321  
 事務局：藤枝市青木1-11-10 TEL：054-647-2300  
 FAX：054-647-2040  
 E-mail：club1972@fujieda-rotary.org

会長：鈴木 舜光 副会長：大長 昭子 幹事：島村 武慶 副幹事：大塚 高弘

**第2156回** ♪ソング…四つのテスト ♪ソングリーダー…土屋 富士子君



2016-2017年度 R1テーマ  
**人類に奉仕するロータリー**

**会長報告**

鈴木 舜光君

\*\*\*保護司になるには\*\*\*

・特別な試験はありません 但しいくつかの条件を備えていないと駄目です・



① 人格 行動に

おいて 社会的に信頼されていること

② 仕事に対して 熱意を持っていること

③ 時間的余裕のあること

④ 健康で活動的であること

それと

\*年齢は65歳未満、過去5年以内に、事件や大きな事故を起こしていないこと等があります

\*まず、各自治会や町内会から推薦を受けます それに地区の会長と 市長の推薦書を添付します 男性でも女性でもなれます

\*観察所に送付すると、2ヶ月程かけて 過去の経歴等を慎重に審査委員会にて審査されます 少しでも虚偽の事が書かれていれば アウトです

其の審査が通ると 法務大臣に報告され 正式に保護司として 法務大臣の名前で辞令と配属場所が送られてきます

犯罪者を扱う役目ですので 3年間は新人の保護司として 研修を受けます

保護司になって 事故や事件を起こした場合には 即 退任です

犯罪を起こして 保護観察処分になった者を対象者と言います

出来るだけ自分の地域の対象者を受け持ちますが 事件の大きさ地域の感情等を考慮して 他地域の保護司が 担当することもあります

罪の重さにもよるが 毎月2回～3回保護司の元を訪れ 面接をします 保護司はこの面接の様子を 報告書にまとめて 提出します 私も現在1人 環境調整というのをやっていますが 他地域の若い子です 性犯罪の子です

少しでも 犯罪が減ってくれることを願って頑張っています

**出席報告**

土屋 富士子君

本日のホームクラブ出席者	前回の補正出席者
32/42 76.19%	27/42 64.28%

(1)欠席者(事前連絡とメイクアップをどうぞ)

- 青島鉄君 ○池谷君 ○石垣君 ○大杉君
- 櫻井君 ○仲田晃君 ○松田君 ○村松繁君
- 山田君 落合君

(2)メイクアップ者

- 松葉 隆夫君(静岡東) 松葉 義之君(静岡東)
- 松田 真彦君(静岡日本平)

**スマイルBOX**

土屋 富士子君

・52才です。そろそろ弱ってきたので大人しくしています。 玉木 潤一郎君

・C・Fテーブルメイト懇親会の残金を正直に寄付します。Fリーダーの玉木です。島村君や晴城君では着服している所ですが、玉木です。

玉木 潤一郎君

スマイル累計額 51,432円

## ■ 会員卓話

平野 純也君



### 相続税の節税方法

- 1) アパートの購入  
貸家の評価額の3割減、土地の評価額が2割減。
- 2) 生命保険を利用  
相続人の数×500万円は非課税。その額まで保険金は相続財産とみなさない。
- 3) 養子縁組  
相続人が1人増えると基礎控除600万円、生命保険の非課税枠500万円が増加。
- 4) 信託を利用  
「土地信託制度」とは、土地を信託銀行に預け、信託銀行がその土地を有効に活用し、そこから生み出される利益を配分する制度。貸家建付地として評価減。
- 5) 110万円の基礎控除を利用  
1年間に取得した財産の合計額が110万円以下であれば贈与税はかからず、申告不要。  
(例) 4人の子供に毎年110万円贈与10年で計4,400万円では、無税で贈与。
- 6) 配偶者への贈与  
結婚して20年以上の配偶者に対して、住宅または住宅取得のための資金贈与があった場合、贈与税の計算に際して2,000万円を控除。(＋110万円)
- 7) 相続時精算課税制度の利用  
生前に2,500万円まで贈与しても贈与税がかからない特別控除額。ただし、将来相続が発生しない家庭の場合でなければメリットは少ない。
- 8) 住宅取得資金贈与  
最大1,500万円まで住宅取得等資金贈与にかかる贈与税が非課税。(＋110万円)  
父母及び祖父母(直系尊属)からの贈与で、20歳以上の子・孫に限る。
- 9) 教育資金の贈与  
H25年4月から「祖父母から教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度」  
1人につき1,500万円までの贈与が非課税

となる制度。学校の教育費、塾や習い事など。

(30歳までに使いきれず資金が口座に残った場合、残額に対し贈与税が課税される)

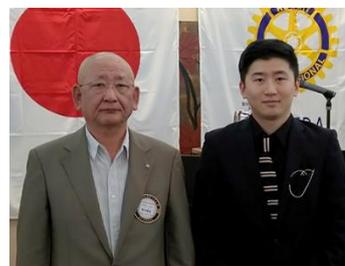
### 10) 墓や仏壇を生前に購入

墓や仏壇を購入する予定の方は、相続発生前に購入すると相続財産になりません。

## ■ 奨学金授与

米山奨学生

キム・テワン君



(担当/大石君)